

○筑前町水道事業給水条例

平成17年4月1日条例第142号

改正

平成19年3月15日条例第6号

平成25年12月12日条例第26号

令和元年9月18日条例第19号

令和6年3月18日条例第6号

筑前町水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金及び手数料（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第36条）
- 第6章 貯水槽水道（第37条・第38条）
- 第7章 補則（第39条）
- 第8章 罰則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、筑前町が行う水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、筑前町水道事業の設置等に関する条例（平成17年筑前町条例第141号）第3条第2項に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 給水装置 需要者に水を供給するために施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2） 口径 町の水道メーター（以下「メーター」という。）に取り付けられた給水管の口径をいう。
- （3） 消火栓演習用 消防演習に使用するものをいう。
- （4） 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 町長が特に認めた2世帯以上が共同で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の種類)

第5条 給水装置の工事は、次の4種類とする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事（他の給水装置から支分する場合を含む。）をいう。
- (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をいう。
- (4) 撤去工事 配水管又は他の給水装置の分岐部から給水装置を取り外す工事をいう。

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項の申込みについて必要があると認めたときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

- 2 前項の給水装置のうち配水管から分岐した最初の止水栓又は仕切弁までの施設は、町の責任において維持管理するため、無償譲渡を受けるものとする。

(加入金)

第8条 加入金は、給水装置の新設装置又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者からの申込みの際に徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の加入金の額は、新設工事については別表第1に定める額とし、改造工事については新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額の差額とする。
- 3 既納された加入金は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、町長が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第10条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

（工事費の算出方法）

第11条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- （1） 材料費
- （2） 運搬費
- （3） 労力費
- （4） 道路復旧費
- （5） 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要と町長が認めるときは、その費用を同項の工事費に加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が定める。

（給水装置の変更等の工事）

第12条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、町の負担とし、当該工事により不用となった資材は、町の所有とする。

第3章 給水

（給水の原則）

第13条 町長は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

- 2 町長は、給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、これを予告する。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止によって使用者に損害を生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

（給水の申込み）

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ、町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する者のうちから代理人を選定し、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第17条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 前項の規定によりメーターを保管している者（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道利用を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) メーターの口径を変更しようとするとき。
- (3) 用途を変更しようとするとき。
- (4) 消防演習に消火栓を使用しようとするとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の利用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用する場合は、町長の指定する町職員の立会いを受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、町長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕を要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等がその責めを負うものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置の検査又は供給する水の水質の検査について、水道使用者等からの請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表第2の区分により計算した水道使用料金と別表第3のメーター使用料の合計額とする。

(料金の算定)

第25条 料金は、2月ごとの定例日にメーターの検針を行い、計量した使用水量を各月均等に使用したものとみなして算定するものとする。

- 2 町長が必要があると認めるとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(料金の算定の特例)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したとき

の料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額

2 月の中途においてその用途を変更があった場合は、その使用日数の多い料率に適用する。

3 メーターの使用料については、第1項の規定にかかわらず、1月分を徴収する。

4 共用給水装置について、町長が必要と認めたときは、各世帯及び事業所ごとに別に定める基準により使用水量を認定し、料金を算定することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2月ごとに徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(督促手数料)

第30条 徴収職員は、督促状を発した場合において督促状1通について200円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りでない。

(手数料)

第31条 手数料は、別表第4のとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(料金等の減免)

第32条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 水道使用者等が前項の指示に応じないときは、町長は、その措置を行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合して

いないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第25条のメーターの検針又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 正規の手続を経ないで、給水装置工事を行い又は給水装置を使用したとき。

(給水装置の切離し)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みのないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理に係る指導等)

第37条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、町長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条のメーターの検針、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、第8条の加入金、第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第26号）

この条例は、平成26年1月1日より施行する。

附 則（令和元年9月18日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

加入金（消費税含む）

水道メーターの口径	金額
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	231,000円
40ミリメートル	726,000円
50ミリメートル	1,089,000円
75ミリメートル	2,376,000円

100ミリメートル	町長が定める額
-----------	---------

別表第2（第24条関係）

水道使用料金（消費税含む）

用途	基本料金（1月につき）		従量料金 （1 m ³ につき）		付記
	基本水量	料金			
一般用	10m ³ まで	2,160円	11～20m ³	216円	一般家庭、官公署、学校、病院、店舗、事業所その他に使用する。
			21～50m ³	248円	
			51m ³ 以上	291円	
共用	10m ³ まで	2,160円	11～20m ³	216円	同一給水栓により共同で使用する。
			21～50m ³	248円	
			51m ³ 以上	291円	
臨時用	5 m ³ まで	1,080円	6 m ³ 以上	291円	臨時的に使用する。
工場用	50m ³ まで	10,800円	51m ³ 以上	324円	工場に使用する。
私設消火栓	演習に使用時間 5 分ごとに	1,080円			

別表第3（第24条関係）

メーター使用料（消費税含む）

メーターの使用料（1月につき）	
メーターの口径	金額
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	108円
25ミリメートル	216円
40ミリメートル	1,080円
50ミリメートル	1,944円
75ミリメートル	2,160円
100ミリメートル	2,916円
150ミリメートル	5,616円

別表第4（第31条及び34条関係）

手数料

手数料の種類		単位	金額
給水装置工事手数料	25ミリメートル以下	1件	3,000円
	50ミリメートル以下	1件	10,000円

	75ミリメートル以下	1 件	20,000円
	撤去工事のみの場合	1 件	1,000円
指定給水装置工事事業者申請手数料		1 件	5,000円
指定給水装置工事事業者更新手数料		1 件	5,000円
水道料金納入に関する証明に関する手数料		1 件	300円
水道加入金納入に関する証明に関する手数料		1 件	300円
その他の諸証明に関する手数料		1 件	300円
第34条第2項のただし書きの確認にかかる手数料		1 回	20,000円